

平成 27 年度奈良県計画に関する 事後評価

令和 5 年 11 月
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

3. 事業の実施状況

平成27年度奈良県計画に規定した事業について、令和4年度計画終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 2 (医療分)】 地域包括ケア病棟等整備促進事業	【総事業費】 0千円
事業の対象となる区域	全県域	
事業の期間	平成27年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関の現状把握、今後の将来の病床数の必要量とマッチング手法の確立 ・急性期治療後の患者や、在宅患者の受け入れ、患者の在宅復帰の連携機能の強化 ・2025年の医療需要予測に基づく、医療機能の転換の促進 転換病床数 531床	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状把握・将来の病床数とのマッチングは本事業では実施せず。 ・令和4年度においては、補助金を活用した病床転換の実績はなかった。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>回復期機能や在宅医療体制強化につながる病棟整備であり、病床機能の分化・連携の促進に繋がられる。(ただし、今年度は補助金の活用がなかったため、引き続き公募につながるよう周知していく。)</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>回復期への病床転換を図るため、病院長の集まる会議等での周知を行った。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 訪問看護推進事業	【総事業費】 2,555 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の期間	平成27年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	訪問看護の推進を図るため、訪問看護関係者で構成する訪問看護推進協議会を開催するとともに、訪問看護を担う人材の育成を図るための研修会を実施する。研修参加者数125人を目指す。	
事業の達成状況	令和4年度においては、152人が研修に参加し、目標を達成した。	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 訪問看護に必要な知識・技術の習得を図るための研修を実施し、訪問看護を担う人材の育成に資することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 訪問看護師や病院看護師等が研修に参加し、訪問看護に関わる看護職員が相互に学び資質向上を図ることができた。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 27 (医療分)】 在宅医療体制整備事業	【総事業費】 127 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の期間	平成27年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	今後、増加が見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、在宅対応ができる開業医等の確保及びそれを支える多職種による連携体制の整備を促進する。	
事業の達成状況	<p>令和4年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所のノウハウを活かした広域的・専門的な調整に限定した市町村支援等を実施することで、引き続き、事業の目標である在宅医療連携拠点整備を支援した。 ・具体的には①管内市町村広域調整支援事業、②入退院調整ルールづくり支援事業、③多職種間連携強化支援事業、④地域連携パス推進事業の4事業を実施した。 ・保健所の助言等により、各市町村で広域的な視点も踏まえながら在宅医療・介護連携推進のための協議会の運営や、入退院調整ルールの運用が進められている。 ・専門的な知識・調整が必要とされる多職種間連携強化支援事業においては、保健所が中心となって各職能団体や市町村とも連携しながら、連携ツールの作成や勉強会、研修会を実施している。 ・急性期から在宅医療・介護までの機能分化と連携を推進するため、地域連携パスの運用を実施。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 保健所が中心となって調整を行うことで、地域の実情に応じた医療介護連携が進んでいる。</p> <p>(2) 事業の効率性 平成25年度から各保健所単位で在宅医療推進の取組が開始されていたこともあって、関係者が協働した取組を円滑かつ効率的に実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 奈良県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 補正分 206,610 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の期間	【当初分】平成27年4月1日～令和2年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了 【補正分】平成28年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<p>アウトカム指標：</p> <p>【当初分】県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数 (※) を1万人あたり8.6施設とする。</p> <p>【補正分】県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数 (※) を本来の目標値に対し1万人あたり+2.6施設とする。</p> <p>※地域包括ケアの構築に特に必要とされる、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の数</p> <p>アウトプット指標：</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>【当初分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 5カ所増 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所増 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9カ所増 ・ 緊急ショートステイ 1カ所増 ・ 施設内保育施設 3カ所増 ・ 訪問看護ステーション (サテライト) 1カ所増 ・ 訪問看護ステーション大規模化 3カ所 ・ 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所 ・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 1カ所 ・ 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 16カ所 (595床) <p>【補正分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所増 ・ 小規模な介護医療院 1カ所増 ・ 認知症高齢者グループホーム 12カ所増 ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所増 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所増 ・ 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所 17カ所増 ・ 施設内保育施設 必要数を整備 ・ 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 4カ所 ・ 養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所 ・ 認知症高齢者グループホームの開設準備経費に対する支援 5カ所 ・ 施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 必要数を整備 	

	<ul style="list-style-type: none"> 介護付きホームの開設準備経費に対する支援 1カ所
事業の達成状況	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>【当初分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者グループホーム 5カ所増 小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所増 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 9カ所増 緊急ショートステイ 1カ所増 施設内保育施設 3カ所増 訪問看護ステーション（サテライト） 1カ所増 訪問看護ステーション大規模化 3カ所 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 1カ所 既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 16カ所（595床） <p>【補正分】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型特別養護老人ホーム 2カ所増 小規模な介護医療院 1カ所増 認知症高齢者グループホーム 8カ所増 小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所増 認知症高齢者グループホーム 5カ所増 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所増 施設内保育施設 必要数を整備 特別養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 3カ所 介護老人保健施設の開設準備経費に対する支援 4カ所 養護老人ホームの開設準備経費に対する支援 2カ所 認知症高齢者グループホームの開設準備経費に対する支援 5カ所 施設内保育施設の開設準備経費に対する支援 必要数を整備 介護付きホームの開設準備経費に対する支援 1カ所
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 地域密着型サービス施設等の整備により県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性 調達方法や手続について行政の手法を紹介することで一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>
その他	